

後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度は75歳以上のすべての人が加入する医療保険制度です。徳島県内のすべての市町村が加入する徳島県後期高齢者医療広域連合が、制度を運営します。



〈各種手続きや制度についての問い合わせ先〉

後期高齢者医療制度は、各都道府県の市町村と広域連合が連携して事務を行います。基本的な役割分担は以下のとおりです。

市町村：各種届出の受付や資格確認書等の引渡し等の窓口業務、保険料の徴収

広域連合：資格確認書等の交付、保険料の決定、医療の給付、被保険者の認定と管理

対象者

75歳以上の人
(75歳の誕生日から)

65歳～74歳までの、
一定の障害がある人※

※一定の障害がある人は、市町村に申請し、広域連合の認定を受けることが必要です(認定日から資格取得)。



一部負担割合

1割
(一般所得者・低所得者)

2割
(一定以上の所得者)

3割
(現役並み所得者)